

## 寄付金に対する税制上の優遇措置について

ご寄付いただきました金額は、以下の基準により個人または法人の所得から控除され、税法上の優遇措置を受けることができます。

### [個人の場合]

個人が公益財団法人報徳福運社に寄付した場合の税制上の優遇措置には、所得税に係る**税額控除制度**と**所得控除制度**の二通りの方法があります。どちらか有利な方を選択していただき、確定申告の際に必要な書類を所轄の税務署へ提出することにより、所得税の控除を受けることができます。

また、神奈川県にお住まいの方には個人住民税の寄付金控除の適用があり、確定申告により還付されます。

### ●所得税の控除

#### (1) 税額控除制度 所得税額から控除

所得税控除額 = (当該年中に支出した寄付金額 - 2 千円) × 40%

※ 控除対象となる寄付金の合計額は所得金額の 40%相当額が限度です。

※ 所得税控除額は、その年の所得税額の 25%相当額が限度です。

この税額控除制度は、寄付金額を基準に算出した控除額を年間の所得税額から直接控除するため小口の寄付に減税効果が大きい制度です。

\* 確定申告に必要な書類

- ・「税額控除に係る証明書」の写し
- ・公益財団法人報徳福運社発行の受領証

#### (2) 所得控除制度 課税前の所得から控除

所得控除額 = 当該年中に支出した寄付金額 - 2 千円

※ 控除対象となる寄付金の合計額は所得金額の 40%相当額が限度です。

この所得控除制度は、所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方に減税効果が大きい制度です。

\* 確定申告に必要な書類

- ・公益財団法人報徳福運社発行の受領証

## ●住民税の寄付金控除（神奈川県にお住まいの方のみです）

住民税の控除額 = (当該年中に支出した寄付金額 - 2千円) × 控除率

※控除率

横浜市、川崎市 2%（県民税のみ）

横浜、川崎以外の神奈川県各市町村 10%（県民税+市町村民税）

※控除対象となる寄付金の合計額は所得金額の30%相当額が限度です。

\*確定申告に必要な書類

- ・公益財団法人報徳福運社発行の受領証(所得税と兼用)

なお、確定申告書第2表（裏面）には、条例指定分の都道府県、市区町村欄に寄付金額を記載ください。（横浜市、川崎市は都道府県のみ）

注) 住民税寄附金税額控除の適用のみを受ける場合「寄附金税額控除申告書」を住所地の市町村に提出する簡易申告もあります。申告書が必要な方はお問い合わせください。ただしこの申告では所得税の寄付金控除は受けられません。

## [法人の場合]

法人様からのご寄付につきましては、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。公益財団法人報徳福運社は特定公益増進法人に該当しますので、一般の寄付金とは別枠で寄付金の額の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入可能です。

### 特別損金算入限度額

$$\left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

特定公益増進法人に対する寄付金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄付金の額に含めます。

\*申告に必要な書類

- ・公益財団法人報徳福運社発行の受領証

税制の詳細につきましては、所轄の税務署へお問い合わせください。